

2023年5月11日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 亮介  
(証券コード:7157 東証グロース市場)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

ライフネット生命保険株式会社 (URL:<https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:森亮介)は、本日開催の取締役会において、2023年6月25日開催予定の第17回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となることで居住地にかかわらず多くの株主の皆さまが出席しやすくなり、株主総会の一層の活性化につながると考えています。また、社会全体のデジタル化の進展等も踏まえ、株主総会の開催方法の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考え、定款第13条第3項を追加します。

なお、本変更の効力発生は、本定時株主総会での決議に加え、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が発生するものとします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p><u>3 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2023年6月25日(日曜日)
定款変更の効力発生日(予定)	2023年6月25日(日曜日)

#### ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。  
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先  
経営企画部 03-5216-7900